

制度設計専門会合の専門委員の追加指名について

(趣旨)

電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条に基づき、当委員会の下に置かれている制度設計専門会合に、専門委員を追加指名する。

主なポイント

制度設計専門会合において、来年4月のガス小売全面自由化も見据え、今後、ガス市場における適正な取引の確保のためのルール整備のための調査・審議を行っていくことに鑑み、以下の2名の専門委員を追加指名する。

追加指名する専門委員 (案)

- ・草薙 真一 兵庫県立大学 経済学部 教授
- ・山内 弘隆 一橋大学大学院 商学研究科 教授

制度設計専門会合メンバー (案)

(座長) (委員)

稲垣 隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士

(委員)

林 泰弘 早稲田大学大学院 先進理工学研究科 教授
圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネジングディレクター

(専門委員)

安藤 至大 日本大学総合科学研究所 准教授
岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授
大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授
草薙 真一 兵庫県立大学 経済学部 教授
新川 麻 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活 アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 常任顧問
松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授
山内 弘隆 一橋大学大学院 商学研究科 教授

(敬称略・五十音順)

※必要に応じ、ガス会社や新規参入者等もオブザーバーとして参加。

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程 (抄)

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

- 2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。
- 3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。
- 4 専門会合の座長は委員長が指名し、座長は、当該専門会合の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。